

## 「古文書からみる小平」

展示場所 中央図書館 2階展示ケース

展示期間 平成29年2月18日(土)から4月19日(水)

### I、現小平市域と近世の村

#### ○「小平の地図と新田対応図」

小平市の前身は江戸時代の新田開発によって成立した7つの村、小川村・小川新田・鈴木新田・野中新田善左衛門組・野中新田与右衛門組・大沼田新田・廻り田新田です。明治22(1889)年に7つの村が合併し小平村となり、昭和19(1944)年に小平町、昭和37(1962)年に小平市になりました。

### II、絵図

#### ○「小川村地割図」 延宝2(1674)年頃 <小川家文書>

承応2(1653)年、江戸へ水を供給するため玉川上水が開かれました。上水沿いの村々は玉川上水から分水を引いて利用することが許され、小川村は明暦2(1656)年開発に着手します。

この絵図には開発がほぼ終了した延宝2(1674)年頃の村のすがたが描かれています。青色が水路、朱色が道を示しています。北に野火留用水、南に玉川上水が流れ、中央に青梅街道が走っています。また江戸や府中、八王子、川越などへの道が幾筋も通っています。ただし鷹野街道は描かれていません。小川橋の下流で玉川上水から取水し、青梅街道をはさんで北と南に流れる細い水路は小川分水で、街道沿いの各家に飲み水を供給しました。青梅街道沿いには短冊型の地割が整然と並んでいます。これは入村者に与えられた土地で、彼らはそこに家を建て背後の土地を耕作していきました。地割は一律ではなく幅の大小があり、家もしっかり建てられているものから床もない簡素なものまで差があるのがわかります。村の西端と東端には畑、畠、はた、作場と書かれたところがあり、短冊型の地割以外にも耕作地が確認できます。さらにその外側には武蔵野が広がっていました。

#### ○「大沼田新田の地割図」 享保21(1736)年 <東村山市、當麻勉家文書>

大沼田新田には元文検地の際に作られた地割絵図が2枚あります。1枚は本村大岱村(おんたむら、現東村山市)の當麻勉家、1枚は新田の當麻弥左衛門家に残されています。大岱村のものは名主の押印があり着色されていますが、新田の絵図は着色されていないところから、新田に残された方は写しと考えられています。

この絵図には新田の地割、土地を所有する百姓名、地番などが記入され、用水路も描かれています。地割は小川村の地割図同様、短冊型になっています。新田は大岱村の東南地続きに開発され、當麻弥左衛門家と大岱村當麻勉家とは3km程の距離にありました。

○「廻り田新田村絵図」 天保14(1843)年 <山田家文書>

この絵図は畑、山など土地の種類に応じて色分けしてあります。「山」とあるのは秣場(まぐさば)、すなわち田畑のこやしにする草や馬の飼料用の草などを刈り取る場所をいいます。廻り田新田の屋敷も小川村同様分水に沿って建てられているのがわかります。なお玉川上水が上に描かれていますので、南が上、北が下です。私たちが今使っている地図とは違い、この当時は北を上を描くというルールはありません。絵図をみたとき南北はどうなっているか気を付けて見てみましょう。

○「玉川御上水分水絵図面」 天保9(1838)年 <當麻家文書>

享保期(1716~36年)の武蔵野新田開発にともない、玉川上水には多くの分水口が設けられました。この絵図にはその頃設けられた六カ所の分水口が描かれています。分水口には戸板がつけられ、それを上下させることで取水量の調整ができるようになっていて、分水口は厳重に管理されていました。たとえば濁水により玉川上水の水量が少なくなれば江戸へ流れる水が減り江戸市中の人々の生活に大きな支障が出るので、そのような時は上水沿いの村々は取水量を制限されました。

### Ⅲ、開発関係の古文書

#### 1、小川村を開く一入村者一

○「指上申一札之事」 明暦2(1656)年12月23日 <小川家文書>

○「指上申一札之事」 明暦3(1657)年11月23日 <小川家文書>

小川村に入村し開発を願う者は小川家に「入村請書(にゆうそんうけしよ)」という書類を提出しました。2月18日から3月15日までは明暦2年青梅村(東京都青梅市)の長兵衛、3月18日から4月19日までは明暦3年中藤村(東京都武蔵村山市)の仁兵衛の差出した証文を展示します。その内容を見てみましょう。

- 一 身元が確かで、
- 一 入村に苦情を言うものは無く、
- 一 家を建て妻子共に引越し、幕府のお役を勤め、
- 一 馬を持って伝馬宿の諸役も勤めます。
- 一 御法度のキリシタン宗門ではありません。

と記され保証人の印も押されています。

○「小川村の入村者分布図」

この図から小川村への入村者は、さまざまな所から集まっているのがわかります。現在の埼玉県入間市・飯能市・所沢市、東京都あきる野市・青梅市・東村山市・東大和市・武蔵村山市にあたる村々が主ですが、江戸や秩父のような遠隔地からも来ています。

#### 2、小川新田の開発

○「乍恐以書付奉願上候」(小川新田東之原芝地新田開発願)

享保7(1722)年9月 <小川家文書>

小川村の開発がほぼ終了した延宝2(1674)年以降、小川家では元禄15(1702)年、

宝永5（1708）年、正徳6（1716）年と新たな開発願いを繰返し出したものの、許可されませんでした。しかし享保7（1722）年諸国に発せられた「新田開発奨励」の情報に接した小川弥市は小川村の東側地続きの場所およそ160町歩の開発願いを出しました。この土地を3年で残らず開発し、その間は本来の年貢・諸役の代わりに、毎年金20両を芝年貢として上納しますと書かれています。

- 「武蔵野開発反別割渡之事」 享保9（1724）年5月 <小川家文書>  
小川弥市の願いは聞き届けられ、享保9（1724）年5月に代官岩手藤左衛門から開発地が割り当てられました。ここには開発地は160町7反歩、享保9年から3年間は1反当たり1升5合の役米を年貢の代わりに上納しなさいと書かれています。
- 「武蔵野開発反別割渡之事」 享保9（1724）年5月<小川家文書>  
小川弥市名の願書とは別に小川村名の開発願いが出されており、これもまた許可されました。割り渡された土地は75町7反歩です。  
この2通から、小川新田の開発は小川弥市名で開発を願い出た場所と、小川村名で開発を請け負った場所の2つの区域から成り立っていたことが分かります。

### 3、検地帳

- 「武蔵国多摩郡山口領小川村新田検地水帳」 寛文9（1669）年2月 <小川家文書>
- 「武蔵国多摩郡小川新田検地帳」 元文元（1736）年12月<小川利雄家文書>
- 「武蔵国多摩郡大岱村新田検地野帳」 享保21（1736）年3月<當麻家文書>  
村の開発が終わると検地を受け、村高が定まります。検地帳には1筆ごとに地名、下田・下畑・野畑・屋敷といった地目、面積、石高、耕作者の名前が書かれます。この検地帳が、幕府が年貢を徴集する基本台帳になりました。

### 参考図書

- 『小平市史 近世編』
- 『小平市史別冊図録 近世の開発と村のくらし』
- 『小平市史概要版 小平の歴史』

